第２　株主等に対する株式又は株式に代わる金銭等の交付
吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の更生担保権者、更生債権者及び株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、吸収合併存続会社は第１吸収合併にあたり資本金及び準備金の額を増加しない。
第３　効力発生日
更生計画認可決定の日以降、更生計画認可決定の確定日から３か月以内の日までの間で管財人が裁判所の許可を得て定める日（以下「本件吸収合併効力発生日」という。）
第２節　第２吸収合併
第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
１　吸収合併存続会社
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
株式会社大鳥
（ただし、前節による第１吸収合併の効力発生後の法人）
２　吸収合併消滅会社
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
株式会社関東大鳥
第２　株主等に対する株式又は株式に代わる金銭等の交付
吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の更生担保権者、更生債権者及び株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、吸収合併存続会社は第２吸収合併にあたり資本金及び準備金の額を増加しない。
第３　効力発生日
本件吸収合併効力発生日（ただし、前節による第１吸収合併の効力発生の後）
第３節　定款の変更
吸収合併存続会社の定款を、本件吸収合併効力発生日（ただし、前節による第２吸収合併の効力発生の後）に、別表19「定款」記載のとおり変更する（これにより、前節による第２吸収合併の効力発生後の吸収合併存続会社である更生会社の商号を「株式会社アンダーツリー東京」に変更し、本店所在地を「茨城県日立市幸町二丁目１番10号」に変更する。）。
ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、アンダーツリー東京の定款を更に変更することができる。
第４節　株式の取得及び消却並びに資本金の額の減少
第１　株式の取得
アンダーツリー東京は、本件吸収合併効力発生日（ただし、第２節による第２吸収合併の効力発生の後）に、発行済株式総数（86万株）の全てを無償で取得する。ただし、株主に対し、株券の提出は求めない。
第２　発行済株式の消却
アンダーツリー東京は、前述第１に基づく株式の取得と同時に、その保有する発行済株式総数（86万株）の全てを消却する。
第３　資本金の額の減少等
１　資本金及び準備金の額の減少
アンダーツリー東京は、前述第１に基づく株式の取得と同時に、その時点の資本金（１億円）、資本準備金（５億0325万1103円）及び利益準備金（9965万円）の全額を減少する。
２　欠損の填補
資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。
第５節　募集株式を引き受ける者の募集に関する条項
第１　募集株式を引き受ける者の募集
アンダーツリー東京は、以下のとおり、募集株式を引き受ける者を募集する。
１　発行する募集株式の数
200株
２　募集株式の払込金額
募集株式１株あたり金５万円
３　払込期日
本件吸収合併効力発生日（ただし、前節による発行済株式の消却の後）
４　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　1000万円
増加する資本準備金　０円
第２　募集株式の割当て
前述第１の募集株式は、その全てを、アンダーツリー株式会社（大阪市西区西本町１－２－８）に割り当て、引き受けさせる。ただし、アンダーツリー東京の管財人は、裁判所の許可を得て、募集株式の割当先を変更することができる。
第６節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第７節　役員
第１　役員の退任
更生会社の役員は、更生計画認可決定日に全て退任する。
第２　役員の選任
１　役員の選任の方法
更生会社の新しい役員は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。なお、本章第３節の定款変更に伴う役員はアンダーツリー東京の管財人が裁判所の許可を得て選任する。
２　取締役の任期
前述１により選任された取締役の任期は、更生計画認可決定日から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　取締役の変更、補充又は増員
前述２の任期内に取締役の変更、補充又は増員の必要が生じた場合、裁判所の許可を得て管財人が選任する。変更又は補充により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一期間とする。
第９章　少額債権等の弁済
更生会社が、会社更生法47条５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、存在しない。
第10章　その他の必要的記載事項
会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし19　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ミ）第２号
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
更生会社　株式会社関東大鳥
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　更生計画の基本方針
更生会社株式会社関東大鳥（以下「更生会社」という。）、更生会社株式会社大鳥（以下「大鳥」という。）、更生会社株式会社金馬車（以下「金馬車」という。なお、更生会社、大鳥、金馬車の３社を併せて「金馬車グループ」又は「更生会社等」という。）は、もともとは株式会社金馬車という商号の一つの会社であったところ、平成26年８月１日付け会社分割とそれ以前に行われた更生会社を設立した会社分割の２度の会社分割により３社体制となったものである。しかし現在においても、更生会社等は茨城県日立市所在の金馬車の本社において、資金面、運営面、取引面、人事面等あらゆる面において一体的に事業運営を行っている。このたび、アンダーツリー株式会社（以下「アンダーツリー」という。）を３社のスポンサーとして迎えるにあたり、その支援のもとで引き続き20店舗（更生会社が運営する石岡店が平成27年５月24日に閉店されたことから、金馬車グループが運営する店舗数は20店舗となった。）について一体的に運営を行っていくためには、３社に分離された結果として生じた円滑な事業運営に支障のある現状を正し、一つの会社に復することが資金面、運営面、取引面、人事面等のあらゆる面において適切である。そこで、更生会社等は合併により一つの会社となったうえで、アンダーツリーの支援を受け、再建を図る。